技術提案書の特定基準

【基町第十七アパート(仮称)改築工事基本設計業務】

評価項目	評価の着目点		配点 (評価のウエート)		
			判断基準		小計
別紙 7			川紙 6「技術提案者の選定及び技術提 こより算定した評価点とする。	30	30 (30. 0%)
業方 (あは案容アのよ的務針手評た技書及り結りにをう実及法価っ術のびン果総判行)施び にて提内ヒグに合断	業務の理解度及び取組意欲		業務内容、業務背景、手続の理解 が高く、積極性が見られる場合に優 位に評価する。	10	10 (10.0%)
	業務の実施方針		業務への取組体制、設計チームの特徴(協力体制・業務分担体制等),特に重視する設計上の配慮事項等について(ただし、評価テーマに対する内容を除く。)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	10	10 (10.0%)
	評価テーマに対する技術提案	「周辺との調和 及び都市景観」	設定した各テーマに対する技術 提案について、的確性(与条件との 整合性が取れているか等)、独創性 (工学的見地に基づく独創的な提 案がなされているか等)、実現性(提 案が理論的に裏付けられており、説 得力のある提案となっているか等) を考慮して総合的に判断する。	25	50 (50. 0%)
		「公営住宅の居 住空間及び外部 空間」		25	
合計点				100 (100.0%)	

- ※ 以下の非特定基準点のいずれかに該当する者は、設計の候補者として特定しないこととする。
 - ① 評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満
 - ② 同項目の4つの評価の着目点のうちいずれかの評価点が各配点の2割以下